

## 職員の信用失墜行為等に関するその後の経過と取組み状況について

平成19年3月6日

奈良市では、昨年10月に明らかとなった一連の不祥事に関して、問題が多岐に亘っているため個々の問題について、検討委員会を設けるなどして、再発防止と今後の対策について検討を進め、できるところから取組みを開始し、その都度、市民の皆様や報道関係の皆様にお知らせしてきました。

今回、平成18年度の年度末にあたり、問題発生以後の取組み及び今後の方向について改めてお知らせすることといたしました。

### 1 「長期病休職員問題等調査対策検討委員会」の開催

長期病休職員問題等の調査及び一連の不祥事等に対する具体的対策を総合的に検討する組織として、長期病休職員問題等調査対策検討委員会を昨年11月6日に設置しましたがこれまでに19回の委員会を開催し、長期病気休暇者問題、人権同和問題、談合防止問題、入札制度改革、環境清美管理・業務体制問題、市職員の税等滞納問題等、その対策について検討を行っています。

### 2 病気休暇制度の改正

病気休暇の不正な取得を未然に防止し、制度の適正な運用がなされるように、職員組合や労働組合と協議を行い、病気休暇制度を改善いたしました。年間の病気休暇の取得日数を90日に制限し、病気休暇中の職員の管理を徹底するなどの改善を行い、本年1月1日から実施しています。

もとよりこの制度は、職員の健康管理に関わる制度であることから、特に心の健康問題等により休職中の職員が、早期に職場復帰できるようハビリ出勤制度を試行することといたしました。

### 3 その他の長期病気休暇者の調査について

退職者を含む全職員について、平成13年から年間91日以上3年間にわたり3つ以上の病名により病気休暇を取得した職員を18名抽出し、本人への事情聴取と医療機関への調査、市町村共済組合への診療報酬明細書の調査を行いました。現在は、診療報酬明細書の分析を行っており、これらの調査を総合的に判定し、結果が判明次第公表いたします。

### 4 職員分限懲戒審査委員会について

職員の分限処分又は懲戒処分について審査をするために設置している職員分限懲戒審査委員会を市長の附属機関として位置づけるための条例改正を行い、去る12月27日に新たに3名の学識経験者などの外部委員を委嘱いたしました。長期病休職員等に処分をすべき事実が判明した場合、外部委員も含めた職員分限懲戒審査委員会において処分を審査し、

適正に処分をいたします。

#### 5 元職員に支払った給与等の返還請求について

病気休暇中の行動及び状況から考えて、元職員の病気休暇が適法なものと認められないということで、12月25日に本人に対して、給与返還の催告書を送付いたしました。返還額については、5年10ヶ月の給与支給額より、実働10日分及び入院した日数とその病気に対する療養日数計5日分を差し引いた金額21,978,541円に遅延損害金を加算した金額を2月15日までに支払うように請求いたしました。しかし、残念ながら報告回答期限までに明確な返済の計画が示されなかったため、3月定例市議会に給与等の返還請求についての訴えの提起について議案を提案いたしております。

#### 6 同和行政の見直しについて

昨年11月30日に「奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会」を立上げ、7回の検討委員会を精力的に開催していただき、2月27日に同委員会からの提言を受けました。その主な内容は次のとおりです。

- ・ 今後、人権行政についてしっかりとした理論を確立する必要がある。
- ・ 具体的個別事項については、個人的給付事業 職員の加配 運動団体への支援 同和関連団体などとの協議体制や協議内容 人権文化センターや児童館等の運営 委託事業についての是正を図る必要がある。
- ・ 今後、職場風土の刷新や透明性・公平・公正を確保して、時代に即した実効性のある施策が重要である。
- ・ 改革実行のための組織と、関連施設のあり方について検討を行う場を設置する必要がある。

以上の提言を基に、平成19年度予算に反映できるものは反映させ、見直すべきものは、きっちりと見直すことにより、市の今後の方向を定め、改革を実行してまいります。

#### 7 環境清美部の管理・業務体制の見直しについて

長期病気休暇を取得していた職員が環境清美部に集中していたことから、ごみ収集・処理業務の体制や職員管理を根本的に見直すため、環境清美部管理・業務体制再生検討委員会を1月11日に設置いたしました。今後、月1回のペースで開催し、年内に結論を得て、その提案内容を関係機関と協議のうえ、速やかに実施してまいります。

#### 8 コンプライアンス（法令遵守）制度の確立について

今回の一連の不祥事は、職員が、服務規律等法令遵守に対する認識に欠けていたこと、さらには、不正、不適切な状況に対する組織としての対応力が欠如していたことにあると考えております。そのことから、公務員として最も基本となる「法令遵守」の姿勢の確立や組織体制の整備を図ることにより、公平公正で透明性の高い民主的な市政を実現することを目的とした「奈良市法令遵守の推進に関する条例」を3月定例市議会に提案しています。併せて、奈良市法令遵守の推進に関する規則を制定し、その具体化を図って参ります。

また、法令遵守の状況を管理するため、法令遵守監察監を置き、日常的な法令遵守及び不当要求行為等への対処に関し、職員からの相談に応じ、指導を行う体制を整えます。

## 9 市職員の税等の公共料金等の滞納について

市職員による市税等の公共料金の滞納の報道があり、そのうち市税につきましては、督促に応じない職員6名の給与差押を行いました。他の公共料金等(保育料、市営住宅家賃等)につきましても、督促を行うとともに支払に応じない場合は、市税に準じた適切な徴収方法を検討してまいります。また、このような税等の公共料金の滞納は、市民の模範とならなければならない公務員としてあるまじき行為であり、今後は再発防止のため、厳正な対応と職員の意識改革に取り組んでまいります。

## 10 入札制度の見直しについて

昨年におきました競売入札妨害(談合)を防ぎ、市民の信頼確保に向け、より一層公平で透明性のある入札制度にするため、入札制度検討委員会において、次のように入札制度の見直しを行いました。

- ・ 郵便入札制度につきましては、平成19年度より一般競争入札における全ての業種、全てのランクに導入致します。又、コンサル業務等の指名競争入札におきましても、指名参加業者数を増やし、一部に郵便入札制度を導入して参ります。
- ・ 入札参加業者数を概ね30社程度とし、土木、建築の上位ランクにつきましては、入札時に内訳書の提出を義務付けます。
- ・ 最低制限価格につきましては、最近の入札状況を見ますと、殆どの入札が最低制限価格での同額入札であり、品質確保や手抜き工事を防止するため、最低制限価格を67%から85%であったものを75%から85%に引き上げました。
- ・ 入札参加業種を限定して、1業者当たり3業種の登録と限定し、平成20年度より実施いたします。
- ・ 土木、建築の上位ランクの入札については、Aランクの入札にBランク業者を二社以上のJVで参加することが可能とすると共にBランクの入札についてもAランクの業者が参加することが可能となる制度に改めました。
- ・ 電子入札については、平成19年度において実証実験を行い、平成20年度から土木、建築の上位ランクに実施いたします。又、順次電子入札を拡大すると同時に市外業者の入札参加を今後検討して参ります。

以上、今回の元職員の不祥事から発生、露呈いたしました諸問題の経過と対応について、概略をご報告させていただきました。

現時点では、「コンプライアンス制度の確立」への方向性を明らかにさせていただき、また同和行政を真に人権行政にするための方向性も提言で明らかにされました。さらに入札制度の改革を加えその後の大きな三つの改革を示させていただきました。未だ対応を検討しなければならないもの、これから体制を検討しなければならないものもありますが、市民や全国の皆様にも一日も早い奈良市に対する信頼を回復するため、全力で引き続き取り組んで参りますので、今後ともご理解ご協力をお願いいたします。